

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、借入資金の借入による収入金、貸付金の償還及び利子並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入資金の償還金及び利子、事務取扱費、借入資金の償還に関する諸費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する貸付金の利率その他の条件は、借入資金の借入の条件その他の事情を勘案して、大蔵大臣が定める。

(歳入歳出予算計算書の作成)

第四条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予算計算書
- 二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四 前年度及び当該年度の貸付計西表

五 前年度末現在における借入資金の償還額表

(損益の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算に必要事項は、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第八条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算計算書の作成)

第九条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出決算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決算計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余剰があるときは、資金運用部に預託することができる。

(繰入)

第十二条 借入資金の借入による債務は、この会計の負担とする。

2 借入資金の償還金及び利子並びに償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十年度に限り、この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をする事ができる。

3 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

ない。

4 第二項の規定による一時借入金は、昭和三十年度内に償還しなければならない。

5 この会計において、第二項の規定により一時借入金をしたときは、その利子の支出に必要な金額は、昭和三十年度において、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

6 第二項の規定による一時借入金の利子は、昭和三十年度におけるこの会計の歳出とする。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第十四号中「産業投資特別会計」の下に「及び剰余資産物資金融通特別会計」を加える。

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「課稅價格」を「課稅標準」に改める。

第三條を次のように改める。

(課稅標準及び稅率)

第三條 關稅は、輸入貨物の價格又は數量を課稅標準として課するものとし、その稅率は、別表による。

(以下「課稅價格」という。)に改める。

第六條中「價格」を「課稅價格」(數量を課稅標準として關稅を課する貨物(以下「從量稅品」という。))にあつては、第四條の規定に準じて算出した價格。以下次條において同じ。)に改める。

第七條中「價格」を「課稅價格」に改める。

第九條第一項中「當該貨物の正當價格による關稅を課する外、その正當價格と當該貨物の」を「從量稅品にあつてはその正當價格による關稅、從量稅品にあつては通常の關稅を課するほか、當該貨物の正當價格と」に改める。

第十一條中「その輸出の許可の際の性質及び形狀により當該貨物が輸入される場合における課稅價格を當該貨物の課稅價格として算出した關稅の額」を「次の各号に掲げる額」に改め、同條に第一号及び第二号として次のように加える。

一 從量稅品については、その輸出の許可の際の性質及び形狀により輸入されるものとした場合における課稅價格(輸出の許可の際の性質及び形狀により輸入される場合には從量稅品となるものにあつては、第四條の規定に準じて算出した價格)をその課稅價格として算出した關稅の額

二 從量稅品については、その輸出の許可の際の性質及び形狀により輸入されるものとした場合における關稅の額

別表中「稅率は、すべて從量稅率とする。」を削り、

一七三六 写真用フィルム（現象したものを含む。）

一 レントゲン線用のもの
二 その他

一七三六 写真用フィルム（現象したものを含む。）

一 レントゲン線用のもの
二 その他

甲 映画用のもの

甲の一 生のもの
甲の二 その他

イ ニュース用のもの

ロ その他

ロの一 フィルムの幅が三十
ミリメートルをこえるもの

ロの二 フィルムの幅が十ミ
リメートルをこえ、三十ミ
リメートルをこえないもの

ロの三 その他

乙 その他

一 割
三 割

一 割
三 割

一メートル又はその端数に十円
一メートル又はその端数に十円

一メートル又はその端数に十円
一メートル又はその端数に十円

一メートル又はその端数に十円
一メートル又はその端数に十円

一メートル又はその端数に十円
一メートル又はその端数に十円

に

する。
第六十八条第二項中「課税価格」を「課税標準」に改める。

○農林政府委員 ただいま議題となりました余剰農産物資金融通特別会計法案外一法律案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

このたび、政府がアメリカ合衆国政府との間に締結いたしました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定につきましては、さきに本国会に提出いたしました御承認を得ている次第であります。米、米穀、米穀の購入に伴い、アメリカ合衆国政府から借り入れる資金を財源としたしまして、電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するための資金の貸付を行うこととし、その経理を明確にするためには、新たに特別会計を設け、一般会計と区分して経理することが適当であると考へましたので、ここに余剰農産物資金融通特別会計法案を提出いたしました次第であります。

〔横路委員長代理退席、委員長着席〕

次に、この法律案の概要について申し上げますと、この会計は大蔵大臣が管理することと、借入金金の借入れによる収入金並びに貸付金の償還金及び利子収入等をその歳入とし、貸付金、借入金金の償還金及び利子並びに事務取扱費等をその歳出として経理することとし、その他この会計の予算及び決算の作成、提出の手續等、会計

の運営上必要な事項を規定いたして、この法律案は、今度のガット、すなわち関税及び貿易に関する一般協定加入のための関係交渉の結果等を考慮して、映画用フィルムの税率を従量税率に改めるとともに、これに伴う規定の整備を行うため、関税定率法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正点について簡単に御説明いたします。

わが国の関税率は、昭和二十六年の改正により、すべて従量税率によるものとされているのでありますが、映画用フィルムにつきましては、その取引形態の特殊性のため、適正な課税価格の算定がきわめて困難であり、従来から一層合理的な課税価格の把握方法を研究するとともに、従量税率の採用につきましても検討を進めておりましたところ、今般、ガットの関係交渉におきまして、映画用フィルムの一部について従量税率による協定が行われましたので、これを機会に、露出済みの映画用フィルムの税率を従量税率に改めることとしております。

税率の設定に当りましては、生フィルム以外の映画用フィルムのうち、ニュース映画用のものについては、その公共性にかんがみ、一メートルまたはその端数ごとに十円、ニュース映画用以外のものについては、一メートルまたはその端数ごとに、三十五ミリのものは五十円、十六ミリのものは二十五円、八ミリのものは十五円となるように税率を定めております。

伴いまして、従価税率一本の建前をとっている関税定率法の規定を整備し、関税は、輸入貨物の価格または数量を課税標準として課するものであることを明らかにするとともに、従量貨物について複関税、報復関税及び不当廉売関税を課する場合についての規定を整備し、その他加工または修繕のため輸出され、その輸出の許可の日から一年以内に輸入される貨物については、従価貨物及び従量貨物のいずれの場合にも関税を軽減することができるとしてあります。

なお、この改正は、ガットの譲許税率の適用と同時に施行しようとするものであります。

以上がこの二法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。両法案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。春日一幸君

○春日委員 まず最初に、横田公取委員長にお伺いをいたしたいと思ひますが、おれわれが調査した範囲によりますと、先般、防衛庁において石油製品の競争入札が行われましたときに、石油業者が談合をしたことがある。これは明らかに独禁法違反の疑いがある。これについて、現在あなたの方でこれに対する審理が行われておるとの事柄であります。この事件の概要並びに現在の進行状況をお差しつかえない範囲でこ

改める。
別表の次に同表の備考として次のように加える。

備考 別表中割合をもつて税率を掲げている品目は、価格を課税標準としてこれを適用するものとし、数量を基準とした税率を掲げている品目は、数量を課税

標準としてこれを適用するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正

の際明らかに願いたい。

○横田政府委員 たいまお話しのこと
件は、昭和二十八年の二月に当委員会
で審判を開始いたしました件でございます。
被審人は日本石油外十社の元売
り会社でございます。内容は、たいま
仰せになりましたように、二十七年
六月一ぱいで解除になりました統制撤
廃後、二十七年の七月に、これらの業
者の大部分が協定したのでございまし
て、二十七年の八月から翌年の五月ご
ろまでにかけて、防衛庁、昔は警
察予備隊でございましたが、その後保
安庁、現在では防衛庁でございます。
そのほか中央気象台、東京都警視庁等
におきまして行われました入札につぎ
まして、これらの会社が、従前の統制
価格を基準とした入札価格とほと
んど一致した価格で入札をいたしてお
るという点を問題としたのでござい
まして、この事件はいろいろ複雑な
事情もございまして、審判が審判官の
手で続けられておりましたが、相当長
引きまして、今年の四月二十七日に審
決案というものがございまして、これ
が被審人側に送達になっております。こ
れに対して、被審人側から五月の十日
に異議の申し立てがございまして、現
在この異議の申し立ての内容を検討し
て、委員会で審決を下そうという段階
にあるのでございます。大へん時期が
ずれてまして、御承知のように二十七
年から八年当時の状態と現在とは大へ
ん違つて参りましたので、この審判の
意義は多少薄れたわけでございますが
が、しかしこの審判を通じていろいろ
いふ事実はつきりいたしましたし、
なほこの審決案においては、将来
の解除措置を命ずるというようなこと

になつておるわけでございますが、
正式の審決においてどういふ措置をと
るべきかというところは、現在検討中
でございます。

○春日委員 私どもは、従来も公取委
というものの機能、これについて何回
かにわたつて横田さんにも警告を發し
ておる事柄であるのでございまして。現
実に、この公取は行政機関であると同
時に経済的な司法機関、この二つの大
きな任務を負つておられるにもかかわ
らず、何らほとんど効果が上つていな
い。われわれはこの点を指摘して、そ
の怠慢を強く難詰をしつづ本日に至つ
ておるのであります。ただいまの不公
正取引とおぼしきこの独禁法違反の嫌
疑事件にいたしまして、私は今の御
答弁を伺うと、まことに驚くことばか
りであります。二十七年の八月に被疑
事件のあつたものに對する審決が、四
年をけまして、本年に至つてようやく
その審決が行われた。しかもこの間経
済情勢の大きな変異があつて、それに
對する経済効果もほとんど上つていな
いという、こういうようなことであつ
ては、私は非常に困ると思ふのです。
よ。これはひとり石油関係に関する問
題ばかりではなく、金融関係その他方
般にわたつて、少くともあなた方は大
きな経済現象の管理者として、国家か
ら信任を受けておられるところのその
職責をほとんど遂行されてはいない。
私は、本日この石油の独占カルテルと
いふ問題について、世上こういふた
る非難が高まりつつあるその一半の責任
は、公取、あなたにあると思う。少く
ともそういうような被疑事件があつた
ならば、これを取り上げて、そうして
法律に照らして敏速にかつ峻厳にこれ

を処断する。そのことなくして、どう
してこの法律を守る責任をあなたが果
すことができませんか。少くとも四年間
もかかつて一つの結論を出すというよ
うな、そんなことしか一体できないの
ですか。私は、少くともそういうよう
な違反事件があつたならば、早期にこ
れを取り上げて、そうしてその結論を
出して、それを鑑とし、判例として、
後日業者をしてそれに準則せしめ
ていく、こういう指導が行われなけれ
ば、私は法律の權威というものは全然
失われてしまふと思ふ。私は先般も予
算委員会において申し上げたことであ
るけれども、あなたがその公取のいす
をふさいでおることによつて、實際独
禁法の違反事件は、白昼公然として
何はばかるところなく行われておる。

そうしてかりにこれを告発する人が
あつたとしても、審決までに四年も五
年もかかつてしまつて、経済情勢が根
本的に變つてしまつて、その審決の効
果というものは何らおさめ得ない、こ
ういふことになつてくるのでありまし
て、私はあなたの政治的責任は非常に
重いと思ふ。よく私は今後御注意を
願わなければならぬと思ふ。
そこでこの事件の内容、審決はどう
いう工合に下されたのであるか、それ
からそれに対する異議の申し立てはど
ういふことが述べられておるのである
か、この機会にこれを明らかにいたさ
れたい。

○横田政府委員 審判官の下しました
審決案の内容は、先ほど簡単に申し上げ
ましたが、要するに二十七年の八月
から翌年の五月までにかけまして、ほ
ぼ一致した入札価格で応札をしてい
るという点で、スタンダード・ヴァ
キウム・オイル・カンパニー一社は
除きまして、他の十社の間におきまし
ては、いわゆるカルテル行為があると
いう認定をいたしました。それに対す
る措置をいたしました。この十社に
對して、将来対価の決定につき共同し
て相互にその事業活動を拘束し、また
は遂行することによつて、石油製品販
売における競争を阻害する行為をして
はならないという、将来の行為の差し
止めと申しますか、そういうことを命
じているわけでございます。結局これ
に違反いたしますと、審決違反とい
うことになつて罰則の適用がある、こ
ういふことになつておるわけございま
す。スタンダード・ヴァキウム・オイ
ル・カンパニーにつきましては、協定
の事実がはつきりしないという点で、
これは違反の事実が認められない、こ
ういふ審決になつておるわけございま
す。これに對して異議の申立書がこ
の五月十日に出されておりますが、こ
の中ではいろいろな点があげられてお
ります。主としていたしまして、第一点
は、スタンダード・ヴァキウムだけ
を白にしたことは片手落ちであるとい
う点が、總括的な問題として取り上げ
られておりますが、個別的な異議の問
題といたしましては、結局入札は相当
区々になつておつて、価格の一致した
事例が少い。ことに關西方面ではな
はだふぞろいであるといふようなこと
を盛んに立証したにかかわらず、それ
を認めないで、カルテル行為があると
いふふにいたつたのはなほだ失当で
あるといふような点で、この点は、こ
まかにいろいろな話し合いをいたしま
した状態その他をあげて、かなり強力
な反発をいたしているのであります。

さらにこの審決案で、共同のはつきり
した話し合いがないとしても、共通の
認識のもとに事が行われている。これ
はやはりカルテルであるといふことを
いふためのやはりつかまへまし
て、カルテルといふためには、少く
も歩調を合せて行ふという共同の認識
が必要であつて、共通の認識では足り
ない。これは言葉の使い方をとがめた
ような点でございまして、しかし、こ
れは本質的には、カルテルがあるか
ないかの認定の際に非常にむづかしい点
でございまして、その点をやはりつ
てきております。それからもう一つ
は、この審判の過程を通じて、業
者側で盛んに主張しましたことは、こ
れはむしろ当局の意向に従つてそう
いふ線が出たのであつて、別にこれはお
互いが共同の認識のもとに行なつたも
のではない、単に当局の意向に従つた
ものであり、しかもそれは、そのとき
の實勢に應じた価格であつて、別に共
同の認識はないという点をかなり強調
しております。その他こまかいいろ
ろの点がございまして、これは、い
づれも大體審判官の事実の認定につ
いては、實質的な証拠の裏づけがないと
いふような点が主たるものでありま
す。従つて、この異議の申し立てに
よつて當然十社も白の審決が下さるべ
きであるといふことを強調いたしてい
る次第でございます。

○春日委員 いずれにいたしまして
も、とにかくそういうような対価の協
定というよりなことがあるならば、あ
なたの方のやり方は手ぬるい。あなた
の方では、それに対して警告を發し
て、さらにこれにえんじない場合
は、第二段の処分に出るといふような

さらにはこの審決案で、共同のはつきり
した話し合いがないとしても、共通の
認識のもとに事が行われている。これ
はやはりカルテルであるといふことを
いふためのやはりつかまへまし
て、カルテルといふためには、少く
も歩調を合せて行ふという共同の認識
が必要であつて、共通の認識では足り
ない。これは言葉の使い方をとがめた
ような点でございまして、しかし、こ
れは本質的には、カルテルがあるか
ないかの認定の際に非常にむづかしい点
でございまして、その点をやはりつ
てきております。それからもう一つ
は、この審判の過程を通じて、業
者側で盛んに主張しましたことは、こ
れはむしろ当局の意向に従つてそう
いふ線が出たのであつて、別にこれはお
互いが共同の認識のもとに行なつたも
のではない、単に当局の意向に従つた
ものであり、しかもそれは、そのとき
の實勢に應じた価格であつて、別に共
同の認識はないという点をかなり強調
しております。その他こまかいいろ
ろの点がございまして、これは、い
づれも大體審判官の事実の認定につ
いては、實質的な証拠の裏づけがないと
いふような点が主たるものでありま
す。従つて、この異議の申し立てに
よつて當然十社も白の審決が下さるべ
きであるといふことを強調いたしてい
る次第でございます。

ことだが、これは独禁法の法律の目的、その意味から考へて、私はもう少しはんと効果の上るような措置をとつてもらうでなければ、てんでこんなものは空文にひとしいものになつてしまふと思ふ。そこであなたの方には、本被疑事件に關連していろいろ基礎的な調査が行われておると思ふが、たとえば、現在ひとり防衛庁や消防庁關係ばかりでなく、各漁港の基地における重油の各社の価格も、それぞれ對価の共同行為が行われて、大体において原重油はこれこれというように形になつておると思ふが、こういう事情に對して、これまた独禁法違反の嫌疑はないと思ふかどうか。

さらにこの際關連して、鮎山局長に伺つておきたいが、ただいま公取からの御答弁によりますと、こういうような価格の協定というものは、業者の自發的な意思に基づくものではなく、当局の行政指導に負うたものであるというように答弁がなされておるのであるが、果してそういうような指示を与えたのであるかどうか。公取委員長と鮎山局長から御答弁を承りたいと思ひます。

○横田政府委員 たいま漁港における石油の価格についてのカルテルの問題を御指摘になりましたが、いわゆる漁業組合の關係の価格につきましても、御承知のように、協同組合におきましては協定価格が許されるわけでございます。これは問題はないと思ひますが、その他の点につきましても、ただいまここでただだけの調査を私どもの委員会で行つておられるのか、詳細のことを存じませんので、はつきりお答えすることはできないのであります。

であります。

○川上政府委員 先ほどのお尋ねで、私の方で価格の指示をしたことがあるかという問題でございますが、これは公定価格がありまして、それが撤廃になりましてからしばらくたちまして、非常な乱売が行われてきて、そのために各社の弊害が生じてくるようなおそれがありまして、そういう乱売戦については一極力やめてもらいたい、値段については、少くとも最低のところでそれを確保するような措置をとつて、お互いによりよい競争によつてつぶれていくというようにすることがないようにという指示はいたしております。

それから現在のA重油についての各漁港別の価格につきましては、これは特約店の組合、すなわち組合に認められまして組合の協定価格になつておりますので、独禁法には違反しないのではないかと、いふふうに考へまして、この点は公取の方と十分連絡をとつて措置をいたしております。

○春日委員 少くとも独禁禁止法の精神というものは、對価の協定というやうなことを許してはおりません。もしもお互いに業者が自滅するような危険に達するやうなやうな乱売が行われる場合は、これに對して不況カルテルですか、こういうやうなものを申請することによつて、独禁法に基づくところの對価の協定というものがなし得るの道が開けておる。それなのに、独禁法という法律に基いた手続を踏むことなして、独禁法を無視した行政指導をあなたの方が行なつたということが、今日この石油に對して膨大利潤を確保せしめたところの原因になつておると

思ふのです。あなたの方は外貨の割當にしても、あるいはそういう行政指導なるものを頒布することによつて、いわゆる大企業、大財閥に對しては膨大な利潤を確保せしめる、こういうやうな事情が随所に行われておる。これは、通商行政全般を通じてこれまた非難の存するところでありませうけれども、そういうやうな場合には、あなた方が行政指導をやるならば、その前にどうして不況カルテルの設定申請という法律に基く手続を踏まないのか、乱売をするやうな値段が安くなつてしまふから、適當なところで値段を協定して売れ、こういうやうなことは、明らかに潜在する石油カルテルの策謀に通ずるやうな疑念がわくといふ非難があるけれども、これは私はまさに正鵠を得ておると思ふ。

本日は大蔵大臣が久しぶりにやつて参られたので、委員会は大臣に質問を集中してくれとのことでありまして、から、鮎山局長並びに公取委員長に對する質問はあとに譲つて、あとで継続することにいたします。

一萬田大蔵大臣にお伺いをいたしましたことは、今度は別の角度からありますが、先般来この石油カルテルの問題をめぐつて、本委員会ではいろいろと質疑をいたして参りまして明らかになつたことは、たとえば漁業關係の重油の価格の値上りを防ぐために、これに對しては関税をかけない、こういう方針が決定した様子であります。のみならず、現在の漁業關係の重油の価格を、行政指導によつてできるだけ下げようという努力が払われておるといふことが述べられました。そこで、なるほど漁業に必要な第一次原材料であ

るこの重油の価格を抑えるために、政府が行財政を通じていろいろの努力を払われておるといふことは、私は当然にして必要欠くべからざることだと思ふのですが、一体それならば他の工業生産、すなわち陸上の燃料に對してなせ同様の努力を払わないのであるか、海上に對してはそういう必要があるが、陸上に對しては必要がないというその理論的な根拠を、一つこの際大臣から御答弁願ひたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 私は、御質疑は非常にごもっともだと思ふ。他の面について、こういう問題はできるだけ行政指導でやらなくてはならぬと思ひます。思ひますが、無理をやつてはいけません。押える場合は押えるべきしかりした目的があつて、特に今度の油については、水産業その他については高く上らないように、関税を上げるがこれが影響を与えないように、これは一つには、それが唯一の目的じゃありませんが、今回は石油の価格との關係において考へておる点も強いのでありますから、そういう意味において、やはり関税の引き上げの効果を行政的な指導の上において考へていかなければならぬ、かように私は考へております。

○春日委員 妙なアクセントと奇妙な聲でもって答弁されるので、てんで論旨が混亂してしまつて、何が何やらわけがわかりません。そこで重ねて伺ひますが、政府は先般来、これは前吉田内閣のときからであります、デフレ政策を強化しておる。そうしてこれは、国内工業生産のコスト切り下げ、こゝ政策の焦点が集中されておると思ふわけでありまして、ところが今回のこの石油関税の問

題は、まさにこれに逆行するものであります。すなわち石油の業況が不況だから、その需要を増大刺激するための施策として、この工業用の原材料であります燃料コストの引き上げをはかつておる。このことは、すなわち政府がデフレ政策のために全力を傾注しておる事情とまさに逆行するものであつて、これは、われわれとしてははなはだ了承いたしかねる。政府自体としても、はなはだ矛盾きわまる施策ではないかと考へるのだが、これに對して、大蔵大臣はどういうやうな確信を持つてこのやうなやうな法律案を提出されたのであるか、この辺の事情を國民が納得できるように明らかな御答弁を願ひたい。わけて全国の鉄工業初め、製鋼業、こういうやうな燃料カローリーに依存しておる全工業生産者が納得できるやうな御答弁を願ひたい。

○一萬田國務大臣 今回の原油を初め重油等の関税の引き上げ、これが物価等に及ぼす影響、こういうところが問題と思ふのであります。わつらん合理化をやつて生産コストを下げていくというこの基本方針は、何らこれによつて大きな影響を受けるものでないものであります。石油業なら石油業については、別途に合理化ということは今後やるつもりであります。今日の石油の価格關係が不当に下つておるといふ現象が一つ、もう一つは、今日国産石油を奨励いたしておる、同時にまた、原油等が価格において下つております。こういう点を考慮いたしまして、今回の関税引き上げをやつておるわけでございます。繰り返して申し上げますが、合理化を進めていくといふ基本線とこれが正面的に相対立して

おる、こういうふうには考えておらぬわけでありませう。

○春日委員 何を言っているのか、日本語で答弁してもらわねと困る。そこで今の御答弁は、石炭は非常に業績が不況である。従って重油に依存しておいた消費を石炭に切りかえるための措置、こういうことを考えて今回の課税方針をきめた、こういうこととごさいますか。済みませんが、もう一ぺん御答弁願いたい。

○一萬田国務大臣 石炭に対する関係が唯一じゃありません。これは国内の石油業に特に今回増産計画をやっておりますので、従いまして、今日安い外国の原油等に対するため、ある程度の保護を与えるという事は当然のことであらうと考えております。

○春日委員 そういたしますと、国内の重油生産を保護するために、これと、石炭と競合する輸入に対して関税障壁をこの程度設ける、この二つの意味だということとあります。

○一萬田国務大臣 大体そういうところではないと思ひます。

○春日委員 重ねて伺いますが、今度の関税復活は、石炭対策、同時に一面は国内産重油対策として考えた、こういうことである。そうだとしますと、現在の世界の経済情勢、これは絶えず動いておる。現在は石炭がはなはだしく値下りしておるではありませんけれども、しかしこれは、需要供給のバランスその他によつて石炭価格がぐつと上つてくる場合もあるであらう。さらにはまた、石油価格がぐつと下つてくる場合もあるであらう。そこでまず第一に伺いたいことは、今の石油の国際価格、原油、重油

の国際価格が、現在よりもさらに下つた場合、それから同時に石炭の価格がもつと上つた場合、当然現在の石炭価格を標準としたところの原油二%、B、C重油六・五%という税率は、それに見合はしてもう一ぺんぐつと上げなければならぬ。そうしなければ政策目的は達しないと思う。そこで伺いたいことは、今申し上げたようにこの原油、B、C、重油の国際価格が下つた場合、石炭の合理化法がいろいろと成功して、さらに需要が増大して石炭価格が上つた場合、この関税税率をぐつと上げていかなければならぬ、そういうことだと私は考えなければならぬが、そういう場合には、そういうような操作を行うものであるかどうか、この機会に大臣から伺つておきたい。

○一萬田国務大臣 主として今の御質問に答える点は、世界的に外国の原油が下つた場合に、一体どうするかという点にあるように思ひます。これは、具体的にどういふふうになつていくかということとはよく考えなくちゃなりませんが、それと国内的な石油の保護の問題、これをどういふふうにして持つていか、ずうと下れば、この関税が国内の石油増産を考へておる点から考へれば、ある程度これをまた上げるといふことも私は考へられることだと思ひます。

○春日委員 そういたしますと、このことはいよいよ危険である。たとえば石炭価格がかりに上つた場合です、ね、そういう場合、石炭をさらにそのベースにおいて保護するために、石油の価格もどんどん上げていかねばならぬ、こういうことになるが、そうなれば鉱工業生産というものは、石炭のた

めに全面的な犠牲をしいられるという形になるが、そんなことでよろしいのかどうか、この点重ねて御答弁願いたい。

○一萬田国務大臣 私は、そういう点については、石炭が上つた場合に、それに付いて石油も上げていかなくちゃならぬというふうには考へておりました。これは別個に考へてよろしい、こういうふうにしておられます。

○春日委員 それでは、どういふわけです。石炭が上つてもなおかつ石炭産業を保護せねばならぬか、すなわち先般来の答弁によりまして、理屈はわかるけれども、国内に石炭産業というものが厳存しておるので、これを守らねばならぬから、この際この関税を上げて液体燃料を犠牲にするんだ、こういう答弁がなされておつたわけです。従いまして石炭が上れば、その上つたベースで石炭を守つていこうとすれば、やはりそれに見合はして液体燃料も上げていかなければ、理論としてのつじつまが合はぬ、どんな片方を上げれば、片方を見合はして上げていくということになると、液体燃料に依存しておるところの鉱工業は、全部その負担を自分のからだで背負うという形になつてくる。そこで考へなければならぬことは、世界じゅう、こういうような第一次原料の燃料については関税をかけてはいないわけでありませう。われらの調査するところでは、オーストリアと西ドイツであります、そういうところでは、国内需要の液体燃料を自足しておるので、従つてそういうようなものは、国内産業保護のためにかけておる、こういうことではあるが、その他の国々は、ほとんどそういうものは、

関税のかからないところの裸の国際価格の燃料に依存をいたしておる。従いまして、そういうような安い燃料を使用しておるところの工業生産品と、高い燃料に依存するところのわが日本製品との間に、それだけの大きな差が出てくる。そうすると、それでは国際競争というものに日本は勝てないではありませんか。すなわち貿易を伸ばして外貨を獲得して、そうして日本の産業経済の再建をはかるのだ、こういう国家目的は、これによって明らかに阻害されるではありませんか。この点について大臣はどういふような理解をいたしておられますか、この際御答弁を願ひます。

○一萬田国務大臣 お説は非常にごもつとも思ひます。これは私にいたしましても、今後において、石油とか、あるいは石炭を通じて日本の燃料政策というものの、あるいは動力政策というものをどうして根本的に確立しなくてはならぬと考へております。そして、これはやはり早急にいたすべきだ、そういう点から、石炭とか石油という問題を考へていかなければならぬ。私自身の考へでは、やはり石油と石炭については分けるべきだという考へ方を持っております。ただし将来にわたることですから、当面のいろいろ問題のことについて、今ここでこれば申しませんが、特に石炭は、できる限り将来は——これは私のあるいは一つの希望図になるかもしれませんが、できるだけこれを工業原料に用いるという方向において石炭問題を解決していきたいと考へております。しかし、これは今後にはまたなくてはならぬ、またこれについてははほどいろいろと施

策をいたしますが、当面の事態の解決にはあるいは間に合わない、こういうふうな見地に立つておるわけでありませう。

○春日委員 石炭産業を燃料源として考へないで、工業原料として指導していくべきだ、こういうふうなことが述べられた。私はそれは正しいと思う。少くとも現在の世界の趨勢は、こういう固体燃料から液体燃料、気体燃料、さらに今度は原子燃料というふうに進んでいくと思う。世界的に燃料として石炭に依存する面がだんだん減つてきて、アメリカなんかの資料もそれを明らかにしておるし、世界各地においても、燃料用石炭というものの消費率はうんと減つてきている。これを日本だけがこういう世界の趨勢に逆行して、それに依存せしめようとする無理をしていけば、無理は破綻のもとなんです。破綻は、ひとり鳩山内閣の破綻ではなくして、日本国経済の破綻ということをして私は考へてもらわねばならぬと思ふ。私はそういう意味合いにおいて、全国の工業生産が国際収支に貢献しておるこの価値を正常に認識するならば、こんな乱暴な政策はとれるものではないと思ふ。

そこでさらにいろいろとお伺ひしたいのは、一昨日私の質問に対して鉱山局長は、なるほど、そういうような工業生産に対して大きな障害を与えるようなことは大いに憂慮している。従つてそれに対しては、それぞれの行政指導を講ずるといふことが述べられております。その行政指導の方法としては、中小企業用の燃料とか、あるいは輸出用の原料となるところの燃料とか、こういうふうな用途目的を持つ

ところの燃料の価格というものは、行政指導によって値上りを来たさないような措置をとるというのを、鉱山局長が述べておられます。鉱山局長、聞いておして下さい。そこで私はお伺いしたいことは、たとえば重油が五百三十万キロリットルでありますか、その中で漁業用が百五十万キロリットルでありますか、そういうものを引いていきますと、さらに三百八、九十万キロリットルというものが工業用として残るわけです。この中で、鉱山局長が先般答弁をいたしました輸出産業用のB、C重油、そういうものは、いろいろ行政指導によって現行価格を維持する、すなわち値上りを阻止できるというところの絶対量というものは、一体どのくらいものかを考えられているのであります。現在輸入されている量が五百三十万キロリットルであるならば、それから水産用のものを課税されないということであるならば、それを引いて、さらに輸出用産業、たとえば鉄鋼とか製薬産業とか、いろいろ産業がある、そういうものは値上りを来たさない行政措置をとるというのであるが、そうすると、その重油の量は一体どのくらいになるのであるか、残ったものは、すなわち実際の値上りを来たさないものは一体どれだけであるか、これは当然計算せられていてあるか、この際、鉱山局長から御答弁を願って、あわせてこれは大蔵大臣の判断の資料といたされたい。

〇川上政府委員 B、C重油は全体で四百三十万程度でございます。この四百三十万キロリットルのうち、われわれの方でぜひとも石炭の方へ転換せしめたいというのが大体百万くらいござ

います。それ以外のものにつきましては、漁業関係、それから陸上の鉄鋼その他のものでございまして、これは主としてボーラーでありまして、これもこの際、そういうものにつきましても、何とかして石炭の方に転換させていきたいというふうな考えをしております。重油に代用をかけることによって、ある程度値上りになりまして、それが影響してもいいというものにつきましても、大体百万くらいというふうに考えております。

〇春日委員 四百三十万キロリットルから百五十万キロリットルをとると二百八十万キロリットル、そのうちで石炭の方へ転換せしめるものが百万キロリットル、そうすると、百八十万キロリットルというものは現行価格で供給せしめよう行政指導をとられるというところであるが、その行政指導の構想、これは、政府は一体どんなことを考えているのであるか、この機会に述べられたい。

〇川上政府委員 B、C関係の四百三十万のうち、海上関係のものは九十七万三千という数字になっております。少しその数字が違ふんじゃないかと思ひますが、私の方といたしましては、海上関係を九十七万三千というふうに踏んでおります。それから陸上関係は残りの三百三十二万七千、そのうちで、先ほど申しました石炭の方へ転換してもいいんじゃないかというふうな考へておられますが、百万程度であります。残りのものにつきましては、たとえば鉄鋼関係の平炉でありますとか、あるいはその他輸出産業に相当貢献しているもの、たとえば鉄鋼につきましては、今回関税がかかりましてある程

度値上りになりました、その値上り分につきましては、極力石油業者の方と鉄鋼の方と両方で負担してもらいたい、特に石油業界の方でこういうものにつきましては負担してもらいたいというふうな考えをしております。そういう行政指導をやりたいというふうに考えては、現在公定価格制とか、そういうものがありませんので、私の方といたしましては、大体これくらいの値段で販売するように各社一つ自粛してやつてもらいたいというのを、指示と申しますか、そういう通告をいたすわけでは、現在ボーラーの設置の制限等に関する法律案が通過いたしますならば、この法律第六条によりまして価格の指示をしたいと考えております。

〇春日委員 きわめていいまい、であり、その話を聞いておる本委員会の委員はもとより、国民はだれ一人そんなばかなことで納得できるはずがない。よろしいか。たとえばあなたの方が行政指導でやる、すなわち政府が、言うことをきかないやつには外貨割当を削減して、しっぺい返しをやっていく、こう言うのだけれども、大体そういうような通産行政のあり方が、ときには通産省をして伏魔殿だと言われしめるのも、たと私は思う。いわば通産省のきげん、きずをきずをきく、御無理ごもつても何でも言うことをきくやつには外貨割当をうんとやわらせていく、そしてちよつとでもその意思に逆らうようなものについては、しゅくしゅもつてあてがうていくというふうな卑劣な、不公正な行政というものはある

ものではない。私はあなたに伺います。外貨制限を行うというのだが、こういうような問題は、一体いかなる法律の根拠によってあなたの方はそれを制限することができるのであるか。あなたの方の行政指導というものは当然すべて法律に準拠しなければならぬ。法律以外の執行はあなたの方に許されておらない。従ってあなたの方は外貨割当をやらないにしても、制限するにしても、それが行政指導に沿わない場合に制限できるといふ法律の根拠があったら、この際一つお示しを願いたい。大体通産省の言うこと、それは主観だ。すなわち通産省の中の漫然とした抽象的な一つの意見ではない。法律の權威というものは何らなく。国家はそのようなことをあなたの方に信託してはいない。一体いかなる法律の根拠によってそういうような外貨制限がなし得るのであるか、その際一つ通産省から御答弁を伺いたい。

〇川上政府委員 価格の指示とか数量の指示とかいうものにつきましては、先ほど申し上げましたように、今回商工委員会で御審議中の法律案によりまして、われわれの方としましてはやり得るものと考えています。これはもちろん勧告でありまして、命令ではありませんが、従いまして、これに違反しましても罰則規定はないわけでございます。しかしながら、その法律に基いてわれわれは勧告したいと考えています。それから外貨割当の方で罰則的な措置を講ずるというところにつきましては、現在の為替管理法の趣旨によりまして、それができるとわれわれは考へております。

〇春日委員 それでは大蔵大臣に伺いたいんですが、ただいま鉱山局長の答弁によって明らかになりました、それはきめ手にはならないのです。たとえばどういふ法律の根拠によるかといった場合、その法律がない。今法律案を商工委員会で審議しているというのだから、それはボーラーの設置の制限等に関する法律案が何か、それをさされるだろうと思うが、これは罰則規定はない。ただ勧告することができるといふ。別にわれわれはその法律になぜ罰則規定を設けなかったかというのと、自体をよく考えなければならぬ。そういう法律の趣旨に従わなければならぬというふうな法律の意義とその目的を持つものならば、必ずそれは罰則ができる。人を殺した場合には死刑にすることを禁ずる。権威ある法律にはみな罰則がある。罰則がないということとは、事と次第によつてはその勧告に従い得ない場合もあるであらう、従つてこれは罰則を設けてはならぬ、設け得ないという立場で罰則ができていない。そういう意味合いにおいて、通産省からどんな勧告が来たところで、その業種、業態においては、そういうような石油を使つてボーラーを燃やすことも、あるいはそういう確信の上に立つて、本人たちもその勧告を拒否すれば、現に横田さん冒頭に述べられておるが、公正取引委員会が独禁法に基いて審問審決をして、石油業者たちはそれをね返して、せせら笑っているじゃありませんか。そういう意味から、この罰則ができて、そのボーラー制限によつて百万キロリットルを石炭の方に転換できると言つてみた

優遇する、こういうふうに考えていい
と私は思うのです。ただ通産省がどう
いうふうなお話しをしておるか、私直
接聞いておりませんが、たとえばボー
ラー用の燃料にいく部分を高くする、
これをものととしてこういうふうなこ
とを考えておると私は思いますが、
それもやはり一つの効果としてあり得
ることと考えておるのであります。そ
うして、そういうふうな程度でしたら
ば、日本の油を大いに保護することに
ならないのじゃないか、日本の油を保
護するのなら、全体のものを上げなく
てはならぬじゃないかという御意見、
これも私も思ふところですが、
それが先ほどからまた非常にお話しが
ありますように、私はそれは程度の問
題だと思つておるのであります。先ほ
どから、日本の油が出たところでは何
パーセントにやないか、その何パーセ
ントのために全体の油を高くすること
はどうかという意見も、やはり傾聴す
べきものであり、そういうところは、
日本の輸入に依存することと国内資源
の開発ということとの調和の程度の間
題だ、私はこういうふうに考えており
ます。

○小山(長)委員 たいだいまの大蔵大臣
の答弁は、かすみを通してものを見て
おるようなもので、実体はさっぱりわ
かりません。それでは、この関税定率
法を今度改正をした結果、油が値上り
するようかというのを目的にされて
おりますか。
○一萬田国務大臣 私、この関税が
上っただけは、やはり全部でなくとも
影響があると考えております。
○小山(長)委員 そうすると、目的は
原油、重油の値上りが目的である、そ
うですね。
○一萬田国務大臣 さようです。
○小山(長)委員 原油、重油の値上り
を目的としてやられておるが、それで
は大蔵大臣あるいは国務大臣としてお
伺いしますが、原油なり重油なりが値
上りをした場合に、外国は安い重油を
使つておる、そしてそれをもつて輸出
用の燃料に使つておるのですよ。そう
すると、日本だけは高い油を使つて、
外国は安い油を使つておつても、日本
の経済政策、燃料政策というものは成
り立つていきますか。
○一萬田国務大臣 今話される限りに
おきましては、高い油を使うのですか
ら、日本がそれだけ不利であることは
間違いないと私は思ひます。しかし単
に外国と日本というものを比較する場
合、日本の経済力というものと外国の
経済力とを比較すべきであるというふ
うに私は考えます。同時にまた、それ
ならすべしもののが自由貿易にすべき
であるか、国内資源のうちのあるもの
が少なくなるがゆゑに、これを放棄して
よろしいかといへば、やはりそうもい
かないのじゃないか、私はその調和
を求めておるということなのでありま
す。

○小山(長)委員 日本という国が、い
ろいろの資源があつて、重油だけ
一つ保護しておけば總体の力が出てく
る日本ならば、それでいいのかもしれない。
あらゆる輸出産業用の資源を全
部海外に依存しておる、その海外から
入れている原料は関税定率法上無税な
んです。原油なり重油をたまたま関税
定率法上一割とか二割とか上げたの
は、その当時の関税審議会なりその他
の——そのときの歴史を大臣よく勉強
してごらんないかい。これは実は、私を
して言わしめるならば、ミステーク
だった。そのミステークをさらにここ
に追加しようというわけなんですか
ら、日本の輸出産業にとつては、これ
は非常な打撃であることは間違いな
い。ところで私は、もう一つこれに関
連してお伺いしたいのでありますが、国
産原油の保護だけならば、現在でも国
産原油は製油会社が高く引き取つてお
る。海外から買つたものよりも高く引き
取つておる、帝國石油はそれでちゃん
と二割配当をやつておる。さらに一そ
うこれをやろうとするならば、帝國石
油に対する配当をやめさせるとか、あ
るいは帝國石油から買い取るのを、日
石と同じようにもつと安くさせると
か、そういうようなその次の段階を考
えていらつしやいますか。その点はど
うですか。
○一萬田国務大臣 そういふ点は、私
としては御意見として拝聴いたしてお
きますが、日本の油は、私の聞くところ
では非常に特殊性を持つておる——
私は技術家でありませんが、油のこ
とはよくわかりませんが、そういう特
殊性を持つておる油であるように聞い
ております。資源がある限り、やはり
私は採掘したほうがよい、こういうふ
うに考えておるわけでありまして。

○小山(長)委員 もう少し自信を持
つて御答弁願ひたいのでありますが、今
度の関税定率法の目的、国産原油を保
護するといつておりながら、実は大臣
の答弁が非常にあいまいな上に、これ
は石炭保護なんです。ほんとうのねら
いはそうでしょう、そうでなければな
らぬはずだ。この石炭保護であること
ろに、石炭というものをものさしにし
て言つておるところに、この関税定率
法が問題になつてくるのです。とい
うのは、鉱山局長の言を信用してもよ
うしいが、ボーラー用の石炭を、ちやう
ど重油と同じような値段のところまで
にすることをねらいにしているに違
ない。ほかのものは安くする。そのこ
とがすでに理論上間違つておると思
いますけれども、ボーラー用の石炭だけ
はしほりにしほつて値上りさせるのだ、
これが行政指導の目的のようでありま
す。そうしますと、石炭価格という値
段の問題になります。値段というも
のが本筋になつてくるから、石炭の値
段の上り下りによつて関税定率法を
変えていかなければならぬということに
なります。たとえば石炭がどうい
う事情か、ストライキが起つたとか、あ
るいはその他天災が起つたために、石
炭の価格がぐつと上つてしまつた、そ
ういふような場合には、この関税定率
法では保護できないから、関税定率法
一ぱいまでこれを上げていかなければ
ならない。あるいはまた海外の石油が
下つてしまつた、運賃が下つてしまつ
た、石炭はとうてい太刀打ちできな
い、ボーラー用の石炭も太刀打ちでき
ないといふようなことになつた場合
は、また関税定率法の一割、二割とい
うところの一ぱい一ぱいまでは上げて
いかなければならぬということが起つ
てくる。そのような状態を仮定して税
関部長に聞いてみますと、その場合に
は、現在はずしてあるA重油にも関税
をかけるのだと言つておる。今はB、C
重油だけだけれども——大臣は御承知
だと思いますが、原油、重油については
一割、ガソリン、軽油については二割
なんでありまして、石油の価格
とのつり合ひ上、将来は関税定率法の
一ぱい一ぱいまで持つていきたいので

ある、こゝ言つておる。そうすると、
一ぱい一ぱい上げたときには、今度の
関税定率では上げていないところのA
重油まで上げていかなければならませ
ん。A重油まで上げた際においては、
海上用の重油の値上りをとめるとい
うことはとうていできない。あるいは今
度は行政指導で成功するかどうか知ら
ぬけれども、いわゆる輸出産業用のB、
C重油は行政指導によつて押えるとい
うのであるが、これも不可能になつて
しまふのであります。今度は関税定率
法に戻そうという提案のその第一歩で
ありますけれども、その最後のところ
まで行くことを大臣は御承知の上で、
たいだいまの答弁をされておりますか。
○一萬田国務大臣 今の御意見は、私
何もそれに異論があるわけではありま
せん。傾聴いたしますが、先ほど申し
ましたように、どうしても将来におい
ては、燃料政策というものを早く確立
しなければならぬ。それが欠如して
いるところに、やはり私は問題が派
生したしておるようによつておる。そ
うなるといふ意見もむろんあります
が、しかし、それはなかなか早急に実
効がある段階まで行く見込みがな
い。従ひまして、今回のこの関税を上
げる理由も、率直に申し上げて、むろ
ん国内資源の開発にもあります。こ
れは昭和二十六年にこれについて基
税率一割を定められた場合、当時こ
ういう原油等が高かつた、あるいはまた
その他の理由で、一応免税の措置はと
られておつたのですが、しかしそのと
きに免税した理由は、今日は一応解消
しておる。それは当時原油は高かつた
のが、今は安い、それからフレートに

しても、その当時と比べると安いとか、いろいろな事情がある。ですから、私は考え方として、あの当時、将来一応こういうふうな国内資源のために関税を上げようという考え方も、私から今回上げるのも、国内資源の開発とともに、また今日燃料政策が欠如してある、これは政府としてもむろん考えなくてはなりません、この欠陥を、当面の問題としてはやはり何とか考えていかなければならぬ、このういうふうな思っているものであります。今後燃料政策を確立するという基本政策は、何をいっても打ち出したい、そういう場合において、税率あるいは関税等について当然再検討を加えなければならぬ、私はかように考えておる次第であります。

○小山(長)委員 たいだいま高価な燃料政策についての御意見を伺いました、それはもうすでに大臣の構想の中にあるのだらうと思うのです。ところで私は一点伺っておきたいことは、私は最近まで、国産資源の保護とおっしゃるのは、原油の保護だと思っておつた。ところが今あなたの御答弁を聞いておると、石炭も国産資源の中に入つておるようですね。そういったと、国産資源を保護し、あるいは国内の石油、あるいは国内の石炭を保護するために昭和二十六年に作つたところの関税定率法なるものは、その当時の事情では当てはまらなかつたが、将来は国産資源の保護のためにこの関税定率法で持つていかなければならぬ。その場合に、この提案にもはづして、いまところの重油のうちのA重油に一律の関税をかけるということを目途とされておるわけですね。それで、決してそういうことは目途としておるわけではな

○一萬田國務大臣 いや、決してそういうことは目途としておるわけではな

○小山(長)委員 そうすると最初の答弁と全く違つておるわけでありま

○一萬田國務大臣 私は、当然一割ま

○小山(長)委員 当然考えてないとい

○一萬田國務大臣 私の先ほどの資

○小山(長)委員 国内石油を目的と

○一萬田國務大臣 私の考えは、今原

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

油についての関税を引き上げると言つたことは、やはり国内原油について資源の開発を考へるということでありま

○小山(長)委員 国内石油を目的と

○一萬田國務大臣 私の考えは、今原

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

保護するという御答弁です。そういったと、ポイラーの規制法案が出ています、石炭企業合理化法案が出てお

○石橋國務大臣 全然関係はないと

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○石橋國務大臣 直接にはそうでは

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

○小山(長)委員 どうも大臣の答弁

○一萬田國務大臣 どうも大臣の答弁

左するといふやうな、そんな考えはないのですけれども、客観的の日本の経済自体がそういう基本政策が打ち出されてない結果、錯綜しておるものですからそうなるのでありまして、正しい理論的に言へば、私の言うのが正しいのだが、実は通産大臣のおっしゃるやうに、どうしても間接的な問題に移つてくる、こういうことで一つ御了承願ひます。

○小山(長)委員 通産大臣、今大蔵大臣は、燃料政策が確立してないからかういふことになるのだと言ひますが、燃料政策が確立してからかういふ法律案を出したならどうですか。

それともう一つお伺ひしたいのは、今度の関税をかける結果、これは行政指導でやるとおっしゃるけれども、それは実際問題としてはできないと思ひますが、石油の価格は値上りをする、それはいろいろの方法で押えると言つておられるけれども、やがて関税定率の一ぱいまできますと、原油、重油は一割、ガソリン、軽油は二割といふことになりますと、日本だけが高い燃料を使つて、そして輸出産業用の特殊なものを作る。外国は日本のように関税を負担しない、あるいはもつと輸送賃の安い石油を使つて同じ製品を作る。それに対して日本の輸出産業といふものは、そういう大車な原料をそういう不利な条件に置いておいて、果してうまく行くものかどうか。

○石橋國務大臣 石油の關係だけを切り離して考えると、関税が上れば上るという一応の理論が成り立ちますが、しかしながら實際においては、これは需要供給の關係です。小山君よく御存

じのやうに、租税をどこへ転嫁するかという問題は、結局需要供給の關係だと思ふのです。ですからその点において、今大蔵大臣が言われたやうに、燃料政策がもう少し確立して、たとえば国内の石油も安くなり、あるいは国内の石油も増産のめどがつくということになりますれば、私は関税をかけただけが消費者に転嫁するとは思われない。同時にこれはむしろ口実にはなると思ひますから、その口実として石油業者が石油を上げようとするのに対しては、行政指導によつて極力これを防ぐ、かような考えを持つております。

○小山(長)委員 大体今度の関税定率法の目標は、石油保護といふことであらう、外貨の割当をしほるといふか、そういうやうなことも、値段さへ上げればよいなら、輸入を制限すれば値段は上る。また外貨事情が非常にくるやうであるならば、このくらしい関税をかけてもどんだら石油が入ってくる、という石油の保護は価格上はできない。でありますから、関税といふものを、あるいは外貨割当といふものを、両方考へて初めてかういふことが成り立つけれども、外貨の割当が潤沢にできて、どんだら外国から重油を入れるのだといふことなら、関税を幾らかけたつて石油対策にならない。それから石油対策だけをやるうとするならば、重油の値段なり、あるいは原油の値段が上ればよいのならば、外貨割当を減らして、そうして石油の輸入を制限すれば当然に上つてきますし、石油対策にはなると思ふのです。ですから、かういふふうな関税定率といふことをここに持ち出してくるということは、あな

たのおつしやる石油対策にもならないし、あるいは輸出産業の燃料政策にもならないと思ふのですが、そういう点については根本的にどうお考えになるのですか。

○石橋國務大臣 石油の問題については、石油の合理化等によりまして極力コストを下げるということに努力いたしますが、同時に石油の方も、各国とも関税をかけておりますから、最小限日本の現在の事情においてかけられるだけの点を復活する、これはやはり燃料全体の調整をする一助になる、かやうに考へております。なるほどお話しのように外貨をしほつて、輸入を減らしてしまへばそれはどこまでも上りますが、これはまた、それこそ大へんな悪影響が及ぶは起るだらうと思ひますから、そういうことはいたしたくないと思ひます。

○小山(長)委員 そういたしますと、石油の合理化、あるいはボーラー用の重油の規制、これを先にやるべきである。これをまず最初にやつて、それが成功すれば、かういふものはやらなかつたつていいじやありませんか。それを先にやつて、またその結果を見ても、どうしてもいかぬといふときに、燃料政策全般を考へて、あるいは関税を課するかういふような政策を立て、そうしてやるべきじやないですか。まず石油の合理化をやつてみる、あるいはボーラーの規制をやつてみる、あるいはその次に来るものがこの問題じやないですか。だから、結局日本全体の電気エネルギーに対してはどう考へるとか、石油のエネルギーはどう考へるとか、油のエネルギーはどう考へるとか、配分の計画を立てて、そうしてここに

行くべきじやないですか。

○石橋國務大臣 私は、これを先にやるというべきものではなくて、やはりやるべき手は差しかえなければ同時に打つべきものだと思います。そういう意味で、関税定率法がせつかくあるのですから、ほんとうを言へば、あれを延期したのは——適用をしばらくやめましたのは、運賃の關係であります。最近運賃の問題は解決したのであります。ですから、定率関税を石油にかけないという当時の理由は解消しておるのであります。従つて、これはもし理屈通りに言うなら、定率法通りに回復してもいいわけだと私は思ひます。また海外の關係から申しますれば、どの国でも、まず石油に關税をかけていない国はない。かういふやうなありさまでありますから、やつていいと思ひます。しかしそれを急激にやりますと、いろいろ漁業その他に影響を及ぼしますから、そこでできるだけ制約して、まず支障がないと思はれる程度においてこれをかける、同時に、一般に重油の供給をただ減らしつぱなしにしますれば、これは国内で重油を——全体の産業の上から言へば必ずしも使つてもらいたくないが、しかしなれば、使つた方が便利だといふところにけいに重油は流れます。そこでわれわれとしてみて、産業上において大した支障があるまいと思はれるボーラーの方面に規制を加えていきたい。同時に石油の合理化を企てて、数年のうちにはそういう無理なことをしなくて、おのずから各燃料、各エネルギーの間のバランスがとれるやうにいたしたい。

石油の問題については、ここで繰り返す必要はありませんが、何しろ数十万の労働者がこれに従事しておる。その家族を入れると大へんなものである。さらにまた石油産業のまわりにおいて、石油産業に種々なる物資やサービスを供給しておる業者を加へれば大へんな数であります。いろいろ議論はありますが、やはり日本の石油産業といふものは、どうしてもこの際生かさなければならぬ。生かすにはいろいろの方法がありますが、一面においては整理をすると同時に、他面においては、石油の使用法についてできるだけ石油らしい使い方をするように指導して参りたい、かような考へております。

重油の方は、先ほど大蔵大臣から申しましたやうに、国内の石油資源の開發をいたして行く、かういふことの一助にもなる、かやうに考へましてやつておるのでありますから、先ほど大蔵大臣に小山君から御質問がありましたが、石油の合理化や重油規制、ボーラー規制の方が不成立になれば関税はいらぬか、かういふお話しであります。私としても、石油の合理化もボーラーの問題も、必ず成立していただけるものと信じておりますので、万々一いけなかつたとしても、関税はやはり関税として意味がある、かう考へております。

○小山(長)委員 通産大臣も大蔵大臣も同じやうな考へたやうであります。現在まわつてゐる関税定率は、日本としてかけるべき定率なんだ、かういふ考への上に基礎を置かれてゐるやうであります。そうすると、ただいま水産用のB、C重油が問題になつておるのですが、水産業界の諸君も、今

度は水産用のやつだけは値上げをしな
いということに安心しておりますけれ
ども、B、C重油は値上げをしない措
置をやるということに、幾らかそれに
頼つておるようでありますが、関税定
率をいかに下げることにあります。そ
ういふことは、日本としてはしょうが
ないのだというお考えにすべての考え
方が出発しておるのです、それで私も
は心配しておるわけなのです。現在の
ように、関税税率無視という状況をし
ばらくの間続ければ、今の海上用
の重油の問題も起りませんが、ここで
関税税率が六・五%でも上るといふこ
とになつてくると、すぐ漁業用の重油
を一体どうしてくるというこ
となつてくる。さしあたりは漁業用の
B、C重油は全然値上げをしないよう
な措置をとりましょう、A重油には関
税をかけないことにしましょうという
こととおさまつておられますけれども、
今の大臣のようなお考え方で進んでい
けば、来年、再来年になれば、A重油
にも関税をかけなければならぬ。そ
うなつてくれば、B、C重油の値上り
を阻止することはとうていできない。
従つて漁業用の油は必ず関税がかか
てくる。そういうことになりませんが、
そういうようなこともやつていくとい
う考え方で今の関税税率をお考えに
なつておりますか。

○石橋國務大臣 それは少し先のこ
とを言われておるのであります、経済
状態その他が現在のままであると仮定
するならば、それは小山君の言われるよ
うに、この上に関税を上げるといふこ
とは行われぬと思ひます。しかしその
ときにもし国内産の石油が大いにふえ
るとかいろいろな関係がありまして、
経済的に関税を引き上げても差しつか
えない状況になれば、それはいいとい
へませんが、われわれは今そういう
ふうにお考えしております。現状のま
まであるならば、これ以上関税を上げて
水産業等に幾らかでも迷惑をかけるこ
ういふことは、国民生活上できないもの
と考へておりますから、お話しするよ
うに、将来必ず上げるといふようなこと
は考へておらないということだけ申し
上げておきます。

○小山(長)委員 それでは、石炭の合
理化法をやつても、あるいはポイラー
の石油の制限をやつても、それで
もなおかつ石炭の需要が起らぬとい
ふようなときには、この関税税率六・
五%は、定率一ぱいまで上つてくるわ
けですか。

○石橋國務大臣 そういふことは絶対
にありません。石炭合理化法をやつて
効果がないとは思ひませんが、仮定の
あなたの質問のように、万々一あまり
効果が上がらないからといって、関税を
上げるという考へは持つておりませ
ん。

○松原委員 黒金委員から関連質問
の申し入れがあります。黒金君。

○黒金委員 先ほど来いろいろお話し
を承つておりますと、大蔵省の方
では、一般的な国内の原油、重油対策
である。しかしながら、その中で特に
石炭の点を重視しておられる。今回の
課税の税率については、特に石炭の点
に重点を置かれておられるというよう
なお話しでございましたし、またきよ
ういろいろ承つておりますと、A
重油を除くのみならず、水上用の重油

ならばCについても除く。また特にそ
の重点をポイラー用の重油だけにしわ
寄せするように多少變つて御答弁があ
りましたが、大蔵省はその点を十分に
御承知になつて、今度の六・五%あ
るいは二%の税率がポイラー用の重油
にしわ寄せされるということに十分に
お考えの上で御提案になつておるの
か、それとも、もつとほかの方にもい
くものとお考えになつておられるのか、そ
の点を政務次官から御答弁願ひたい。

○藤枝政府委員 ただいまの御質問で
ございますが、私も六・五%の重
油関税をかけるに當りましては、陸上
用のすべての重油にそれがいくであろ
うということをお考へしております。し
かし先ほど來通産省の方から御答弁が
ありましたように、その点を販賣段階
なり精製段階なりである程度吸収さし
て、できるだけ重要産業には影響させ
ないという考へ方は、これはあり
得ると思ひますが、六・五%をはじき
出した根拠は、陸上用のものについて
はすべてそれがかかるということをお
提にはいたしております。

○黒金委員 そうしますと、ほかの
ものにまで影響が及ぶということであ
る。六・五%をおはじきになつたのであり
ますから、もし今の通産省のような御
答弁でありましたら、六・五%が一
般の陸上用に及ぶ八%というよう
な実効税率になるように承つてお
つて、その上でのいろいろな物価の値上
りその他について御説明があつたので
ありますが、もし今通産省の言われる
ことを御承認になつて、そうしてポイ
ラー用だけにしわ寄せをいたします
と、実効税率がどれくらいになりま
すか、一つ伺ひたいと思ひます。

○川上政府委員 私は、決してポイ
ラーだけということに限定しておるわ
けではないのでございます。ポイラー
の部門が一番石炭と競合するので、そ
してまた、ポイラーの方においてはあ
る程度吸収しても、需要者の方で、
上つてもしょうがないじゃないかとい
うような考へを持つておられますので、
それでポイラーを主としてという考へ
でございまして、たとえば販賣産業
で、関税が上りまして十分吸収でき
るといふようなものにつきましては、
われわれは、これは関税が上つた分だ
け上つてもよろしいという考へを持
つております。たとえば具体的に申しま
すと、セメント産業というやうなも
ので、ポイラーでありませんが、キル
ンを回転させるときの石油というや
うなものにつきましては、これはある程
度上つてもよろしいんじゃないかとい
うような考へを持つておるのでありま
す。ただ鉄鋼の平炉とかいうやうな
ことになりまして、鉄鋼が非常にいい
ときは、これは吸収してもいいと思ひ
ますけれども、輸出に非常な影響を及
ぼすというやうな場合におきまして
は、これは、なるべく石油業者の方で
関税の上つた分については負担して
もらいたい、こういふやうに、それぞ
れの産業によつてわれわれの方として
考へていきたい、また行政指導もして
いきたいというふうな考へでおるわけ
でございます。ただ海上だけは、何
と申しまして、零細企業が非常に多く
あります。またコストの中で相当重
油関係が占めておるので、こ
ういふものについては、特にA重油と
いうのは、ほとんど海上関係だけであ
りまして、陸上の方では若干あります
けれども、ほとんど使つておりません
から、そういうものには関税はかけな
い。B、C重油のうちで、Cは海上は
大したことはありませんが、B重油に
ついては、これは海上も相当あります
ので、こつちの海上についても、行政
指導によつて関税分が値上りにならぬ
ように措置をとりたい、こつちのこ
とを申し上げておるわけでございます。

○黒金委員 今の御答弁によりま
すと、また多少變つて参りますが、も
とに歸つてきたやうであります。そ
うなつて参りますと、通産省の側にお
かれては非常にいろいろな用途を御考へ
になつた上で、あるものには高い値
段、あるものには幾らか安く、さらに
その次のものにはまた安く、あるいは
また現在の値段のすえ置きというや
うな、非常な手品使いのやうなやうな
考へていらつしやるやうであります
が、この前以來、同僚の諸君が非常
にいろいろ御心配になつて、その点を質
問されておられますが、ほんとうにそ
れができるのでしょうか。もう一回イ
エスカノーだけであつて、もう一つ
承わりたいと思ひます。

○川上政府委員 私どもは昨年の
これは前の内閣時代でございまして、
その方針に基きまして、そういう行政
指導を今日までやつて参つておりま
す。そうして大体一年の経験を持つて
おるわけでございますが、私どもとし
ましては、今申し上げたことは、
私は相当程度できるといふやうに考へ
ております。

○黒金委員 それでは今度は大蔵省の
方に承わりたいと思ひます。大蔵省の
側においても、今度の関税の六・五%
というものは、大体陸上用、特にいろ

いろいろな段階のついたような値段で通産省が売られる、そういうような結果になつて、実効の税率が變つてくるということをお知らせの上で、これは提案されておるように思いますが、本来、もしもそのように価格に差をつけますなら、これは関税をかけるのでありますから、関税の戻し税、これでもって行の一番の筋だと思ふのです。まさか関税を通りますときに、用途別に税率を区々にすることはむずかしいであらう。従つて一応は税をおかけになる。その上で、その税を用途によつてあとで戻してやる。今通産省がおつしやるように、行政的な措置によつてきちんと各用途別に価格が維持できるということがほんとうでありま

すならば、なぜ関税の戻し税ができないのか、この点を承わりたいと思ひます。

○北島政府委員 技術的でございますから私から御答弁申し上げます。関税を戻し税いたします場合に、現在輸出関税あるいは輸出戻し税の措置がございします。この場合におきましては、輸入したものを戻してついでに輸出するものがあるいは輸入したものをこういう用途に使つたということがはつきり確認されることはまず大前提でありまして、これができませんと、実は戻し税はできません。たとえば輸出の場合におきましては、必ず税関を通じておる。輸入のときもライセンスを檢討いたしました、果して輸入したものがこれに使われたかというひもがちゃんとつくとくわけでございますので、これは戻し税の措置がとれるのでございします。ところが、ただいまお話し申しました農林水産用の重油というものは、

は、どうも消費者が非常に多いございします。従つて輸入した重油をその消費者がどう使つたかという確認は、とていできないのでございまして、関税の戻し税としては、技術的にこれは無理でございします。

○黒金委員 今税関部長からの御答弁によりまして、非常に大ぜいの消費者があつて、その消費者がどういう用途に使つたかということはどうも確認できない、こういう御答弁でございします。従つて、本来の戻し税でいくべきところがこれができないのだ、このような御答弁がありながら、通産省の方では用途別に、あるいは輸出用に用いた、あるいは既販産業であるかないか、あるいはなごいところまでお考えになつて価格を調整されようとするのは、大蔵省が無能であるか、通産省が神様である、われわれにはこのようにしか思ふないのであります。これが一體どうして政府内部、各御当局の中にならば、私には理解ができないのであります。通産省は、ほんとうにこれはおできになるのであります。一つ通産大臣から明確な御答へをお願いしたいと思います。

○石橋國務大臣 私も技術的なことはわかりませんが、今の通産省が関税の戻し税をするというようにすることになりまして、非常に正確な計算をしなければならぬのであります。われわれの方の行政指導によつて産業にある石油を流すという場合は、一厘一毛違つてはならぬというほどのことかといふことは入り用なと思ひます。大体において水産用に必要なもの、大体において製鉄にだけ必要という程度の行政指導

導でいいと思ひます。従つて、鉄山局長が申しましたように、過去一年これは実際にやつて参りましたので、その経験に基いてやればできるものと思ひます。

○黒金委員 今の御答弁をずっと承わつておきますと、本来は戻し税ですべきものだけれども、用途その他はなかなかよくわからない。従つて自分にはどうして責任を負えないけれども、行政上通産省の方におまかせするならば、今大臣の御答弁がございましたように、油というものは流れやすいものである。多少の点を大目に見るならば、まあまあ大局的に見て、それほどひどいこともないだらうから、まあやってみよう、やらしてくれ、このように考へていいわけがございします。私どもはその流れ方が——やっぱ石油といふものは非常に流れやすいものでございしますから、そこに非常な危惧を抱いており、せつかくお考えになつてい

る方向に安くしようと思つても、それがとんでもない方向にいつてしまふというのを非常に危惧しておる。昔の統制経済のときでありましてさへ、なかなかうまくいかなかつたことである。その点が今度の案の非常なキー・ポイントになつておりますが、今の程度くらいでもうしようがないからやつてみようじゃないか、この程度にお考えになつていらつしやるかどうか、その点だけさらにお確かめしておきたいと思ひます。

○石橋國務大臣 そう言われると非常にルーズな考えを持つていようですが、それはルーズな考えを持つてい

御承知の通り、行政上の指導でやるのであります。これは一厘一毛違わないといふまでの神経を使う必要はないでありまして、決してルーズなやり方をしようと思つてはいるわけじやありません。同時に今の石油は、日本の今の輸入が割合に規制されているようなことから、石油業者に相当に関税を吸収する力があるということも実はねらつておるのです。でありますから、ある程度行政指導によつて、そういう多少無理なやり方でありまして、それがいいだらう、かように考へてお

○橋路委員 通産大臣にお尋ねをしますが、漁船用のA重油については、今度の関税定率法の一部改正によつても値上りを来たさない、私はその値上りを来たさない以前のことをまず大臣にお尋ねをしたいと思ふ。

この間鉄山局長並びに水産局長官に來てもらひまして、本委員会が明らかにしたのですが、どうも鉄山局長の話しても水産局長官の話してもはつきりしない。どういふふうにはつきりしないかといふと、まずA重油について、御承知のように輸入価格は九千四百円、この間一つの例を清水港にとつたのですが、清水港に輸入基地タ

ンクがあつて、そこへ九千四百円の入る。同じ港で、漁船に対してはそのものを一万四千円円で渡しておる。それを今年の二月二十五日に業者の方から、百円だけ負けますよと言つて申し出をしてきた。そこで通産省の方でよくからうというわけで、百円だけ負け

ことを了承したことをもつて、これを行政上の措置と言つておるんだそうです。そうして今日清水港では一万四千

円であつておる。そこで話しを聞いてみると、行政上の措置というのは、その一万四千円からは上げないことだといふことです。この二月二十五日に石油の精製業者の方から申し出があつて、通産省の鉄山局長の方で、よろしい、四月一日から実施するといふことをもつて一体通産行政といふかどうかといふことです。だから、私がまず大臣にお尋ねをしたいことは、この九千四百円であつて清水港に入つておる。どこの港だつて入つておる。しかも同じ港だつて入つておる。万四千円であつておる。行政上の措置であるといふことについて、私どもは納得できない。行政上の措置といふことは、さつきから言われておるやうに、今大臣が言つた、零細漁民については特段の考慮をしたいといふこと、その点は、おそろしくこの間から鉄山局長から報告がございまして、大臣も御承知だと思ふ。

そこで第一番目にお尋ねしたいのは、今の価格よりも上げないといふことを私は聞いておるのじゃないのです。今の価格よりも行政上の措置でど

れだけ下げるといふことを省議で決定されたのか、その点をお尋ねをした

○石橋國務大臣 現在まだその重油の値段を下げるということ、省議の中で決定はしてありません。今お話し

の点は私よく知りませんが、たしか全国全体で平均して七、八百円下げるという処置をしました場合に、静岡県が、どうぞそのラインのところを引きます、う

實際上には多分百円くらいしか下らないといふことになつたらうと思ひま

す。あの場合は、全国平均で七、八百円下

げるという実行をいたしましたそのこととから、これは各地区でまちまちの価格引き下げになりましたのが、今の清水港の問題だと思ひます。私も、できるだけ一つ油の値段は下げていきたい、こう考えております。

○横路委員 今の点について、この前の委員会でも相当長時間にわたって、鮎山局長に私の方から質問したわけですが、今の点について、通産大臣は鮎山局長からお聞きをしないという話ですが、私はこれは非常に遺憾だと思ひます。実はこの閣議決定法の一部改正法案が通るか通らないかというところは、一にかかつてこの漁船用のA重油について、いわゆる行政上の措置で値上りが抑制できるかどうか、さらに値上り抑制ばかりでなしに、今までのわれわれが考えても不当な価格を、通産省のいわゆる行政上の措置によって適正な価格で零細な漁民にA重油を渡せるかどうかということになっていると思ひます。

これを大臣がお聞きになっていないというところは、私ははなはだ遺憾だと思ひます。この点は大臣も水産庁長官も鮎山局長もいるから、私はお話しを申し上げたいのですが、いかにこれが不当であるかよくわかる。たとえば本年度は、北洋漁業等について、保稅用の外貨を割り当てたところではつきりしているのです。大洋漁業、日本水産、日魯漁業、極洋捕鯨、大洋冷凍母船、それから北海道の公海漁業、その他北海道の漁業協同組合等によって会社組織になっている漁業公社等にも一部渡してあります。そこで会社側に渡ったものについてはなかなか資料もわかりませんけれども、北海道の漁業公社に保稅用の外

貨でどういうふうに渡っているかというところ、京浜渡りでA重油が一キロリットル当り一万九百八十三円で渡っている。それを函館へ持っていくと、運賃が千五百円で、一万二千四百八十三円で渡っている。ところが業者から函館の零細漁民に渡っている値段はなんぼかというところ、一万六千五百円なんです。四千七百円も違う。それから御承知のように、北洋漁業の北海道の漁業協同組合のそれぞれの船は、函館から一部出たけれども、稚内から一部出た。ところが鮎山局長が、行政上の指導であるとして大臣名をもちてやった、本年の四月一日からきめたこの漁船用のA重油については、稚内は一万八千二百円です。ところが保稅用の外貨でもって割当になったこの北洋向けのものについては、やはり京浜渡りでこれをなんぼで渡しているかというところ、A重油については一万九百四十七円、それを稚内まで二千五百円の運賃をかけて、一万三千四百四十七円で渡している。稚内の一万八千二百円に比べてならば約五千円高いじやありませんか。こういう五千円も高いのをはってにおいて、ただ業者から言いなりで、清水の港は百円負けてやる、全国平均は一万五千五百円だから、平均で七百万円負けてやる、そうして一万四千円が何をもちて行政上の指導で適正な価格だなどということができるのか聞きたい。現にこの四月に稚内から北洋に出たものについては、業者は稚内に千四百円で渡している。業者は稚内に持っていくと一万八千二百円で渡している。どうしてこういう開きが出るのですか。大臣はこういう事実を御存じの上で、行政上の指導をなさろうとい

うのか、全然知らなかったというのか、この点はどうなんでしょう、か、通産大臣にお尋ねします。

○石橋國務大臣 今の数字は私は存じません。よく調べます。

○横路委員 水産庁長官にお尋ねしたいのですが、あなたはこういう数字を御承知の上で、ことしの二月二十五日、あなたがこの前言ったように、鮎山局長から、業者の方から七百円下げてやるからと言ったからと、それで仕方がない。しかしあなたはこの間の答弁では、実際にはA重油が高いか安いのかは自分ではわからぬ、こう言っておった。私は今日の零細漁民の生計の実際からいって、このA重油が高いか安いかわからぬということ、実際の行政の最高指導者としてはおかしいと思ひて聞いたんだが、あなたは、きょうは具体的な資料を檢討して答弁なさると言っている。私は今明確に数字を出したのであるが、あなたは水産庁長官としてどうなさろうというのですか。あなたは水産行政の最高責任者として、どのようにA重油についてはお考えになつておられるのか。幸い通産大臣もおいでになりますから、この際明らかにしていただきたい。

○前谷政府委員 先般、適正価格がどの程度であるかということにつきましましては、われわれコストの計算もございせんかね、その点についてわれわれつかみかねる、こういうことを申し上げたわけでありませう。ただいまのお話しのポンド油によります北洋の場合、それから現在沿岸に参つております重油との間に開きまして相当の差があります。これは私たちが承知いたしております。従いましてその幅が大きい。

従つてその間において、われわれといひましたし、価格を引き下げ得る余地があるんじゃないかというふうには考へておりますが、しからばどの程度の価格が適正かということになりますと、いろいろコストその他の関係がございませうので、われわれとしては資料もございませうので、言い得られませんが、その幅が相当ある。従つて漁油については引き下げる余地はあるんじゃないか。こういう考へをもちまして、通産省に對しまして、できる限りそういう方法をとらないかということとを相談しておるわけでありませう。

○横路委員 通産大臣に私申し上げたいのは、私たちの立場ははっきりしているのです。これは、やはり今日の日本の基幹産業である石油産業をぜひ育成しなければならぬ、そういうような基本的な建前と、もう一つは、国内の地下資源である石油資源の開発をしたい、そういう意味で、原則的には、やはり閣議決定についてはある程度かけるべきだというのがわれわれの主張です。しかしこのA重油についてはかけないのである。われわれももちろんA重油については、絶対に行政上の措置で値上りを来さないようにしてやりたい。ところがだんだん調べてみると、今のようになっています。これは鮎山局長はどうか知りますが、水産庁長官にしても同じですが、具体的な資料がないというところは、私ははなはだおかしいと思ひます。たとえばこの京浜渡しの石油の一キロリットル当りの運賃などはつきりしているのです。スタンダードの場合には、日石の場合は幾らということになつておる。ところがこの小樽渡しの

場合ですが、業者が渡した場合には一万七千二百円。これが小樽にこの石油を持っていって場合の一キロリットル当りの運賃はどうかあるかと、スタンダードの五百石以上の大型の船で持っていって場合は、一キロリットル当り九百五十二円と明らかにしておる。かりに京浜渡りで一万一千円で渡しても、これは一万一千九百五十二円、約一千二百円、それを一万七千二百円で、約五千二百円も高く渡している。運賃を計算すれば明らかなんです。さらに日本の港に着いたところの輸入価格は明らかなんです。それならば保険料はどうとか、マージンはどうかといったつて限度がございませうが、そういうものも全然触れないで、二月二十五日に石油精製業者、元売り業者たちの申し出をもつてその七百円を了承いたしまして、それで、四月一日から行政上の措置で、通産省並びに農林省である水産庁が了解をしたということ、は、われわれが納得できないのです。そこで私は、通産大臣がこの具体的な問題についてまだ鮎山局長から聞いていないから、この点についてはさらに省議等に諮つて、次会に漁船用の重油については幾らにする、ここでこういう御答弁があれば、だいぶお慰め回つておることですから、まず第一問については私はこの程度で保留しておきたいと思ひます。しかし全然考慮しないというならば、この法案自体が非常に難澁をきわめます。この法案が審議されない限り、あとの法案は全然進まないのです。その根本はかかつてA重油にあるのです。どうですか、通産大臣。

○石橋國務大臣 今あなたのいわれる数字が正しいとすれば、これは驚くべ

な数字が正しいとすれば、これは驚くべ

な数字が正しいとすれば、これは驚くべ

き事実ですが、それはさつそく検討し
まして、次の委員会には何らかの御答
弁を申し上げます。

○横路委員 通産大臣は、今私が提示
しました数字については、まことに驚
くべきものである、石油精製業者、元
売り業者が、いかにもうけているかよ
くわかると思うが、私の数字は、実は
きのう正確に運輸省その他から提示を
求めた数字ですから、間違いはないわ
けです。さらに先ほどの、全国八十二
の漁港についての数字は、鉱山局長か
ら私に提示された数字であって、決し
てよその業者から集めた数字じゃない
のです。だからこの点は、それならば
次回の委員会にぜひ明確に答弁をして
もらいたい。

次に私は鉱山局長に伺いますが、石
油外貨資金の割当について、この間私
は初めの質問でこの次まで保留しよ
うと思つてやめておつた太平洋石油の件
です。通産大臣聞いておつて下さい。い
かに通産行政というものが——私は素
乱とは言いませんが、だんだん聞いて
いるうちに通産大臣がどういうように
お考えになるか別ですが、鉱山局長、
あなたは太平洋石油については、なるほ
ど昭和二十九年は使つていなかった。
私はそれを調べてみたところが、驚く
べきことには、第一回の割当、第二回
の割当、第三回の割当、第四回の割当
とも全部使つていない、これは一体ど
ういう法律的な根拠に基いておやりにな
つたのか。これは通産大臣が認可を
してゐるのですから、一体、この点
は鉱山局長どういう理由で、第一回も
第二回も第三回も第四回も四回にお
つた割当をしたか。私はこういうこと
となら了解できるのですよ。第一回に

は割当をした、第二回にも割当をした
が、第三回目は、調べてみたら第一回
目は割当を使用してなかったから保留
したというならわかる。あるいは知ら
ないで第一回も第二回も第三回も
も割当したが、第四回になつたら、第
一回の割当がまだ使用してないとい
うので保留したというならわかる。第
一回も第二回も第三回も第四回もみん
な使わないで置いて割当をしたとい
うのは、鉱山局長、これは一体どうい
う理由なんですか。

○川上政府委員 第一回、第二回、第
三回というのは、二十九年度のことで
ありますから、よくわかりませんが、
二十九年度の下期の第一期、第二期に
ついても、これは輸入承認証の発給の
期日と申しますか、期限が、下期の第
一回のものについては三十年の九月二
十一日までになつております。それか
ら下期第二期の割当については、十二
月の十四日になつておりまして、要す
るにその間に油を入れて持つてくれれば
よろしいということになるわけであり
ますが、この会社においては、二十八
年の八月からずっと工場を動かしてお
ります。もつた外貨によりまして工
場を動かしておるわけでございます。
ただその外貨を、自分が直接それで輸
入をやつておらないのでありまして、
これはほかのインポーター、たとえば
日東興業、あるいはシェル石油という
ものに頼んで輸入してきてやつてい
るというふうな状況になつておるわけ
でございます。従つてこの外貨の期限に
ついては、従来の割り当てたものにつ
いては、これは期限がまだ来ていない
わけでございます。まだこれから輸入
して精製をすればよろしいというこ

とになつてくるわけでございます。そ
れからまた太平洋石油というのは精製業
者でございますが、この精製業者に対
しては、われわれの方としましては、
これは精製業者に割当をするけれど
も、これは精製するものであります。か
ら、もちろんこれは原油であります。
その原油については、これはほかの、
たとえばシェルでありますとか、そう
いうものを使つて輸入してもよろしい
というふうなことを今日まで認めてお
ります。従つてこの会社においては、
シェルなりあるいは日東興業なり、そ
ういうものを利用して輸入をして
おるわけでございます。それからこの
外貨をある程度昭和石油に対して貸し
ておるというふうなこともあるのです
が、これは私どもの方としては、今回
の上期の割当におきましては、そうい
うものはいけな、そういうのは差し
引いて、自分でとにかくやれというこ
とを言つておりますので、その点につ
いては、私の方でも相当措置をしたつ
てもでございます。

○横路委員 鉱山局長にお尋ねしま
す、今の太平洋石油については、二十九
年の第一期はいつ割当したのですか。
○川上政府委員 二十九年の下期の第
一回の外貨資金の割当は……
○横路委員 私が第一回というのは、
上期の第一期です。
○川上政府委員 上期の割当は、
ちょっと資料を持つてきておりませ
んので、わかつておりません。すぐ調べ
てお答えいたします。
○横路委員 これはあなたの方からい
ただいた資料ですよ。私は決してほか
の方からもらはない。これは鉱山局の
石油課から正式に提示になつた資料で

すよ。これには、昭和二十九年の上期
四月から九月まで第一期、第二期。下
期十月から三月まで第一期、第二期。
全部五十四万七千五百五十トンにつ
いては使用してないんだ。それなら一
般外貨資金を割り当てたときに、その有
効期間は何ぼとぎめて渡してあるのか。
一年以上のものがあるのですか。そ
ういふものはどういふのですか。これ
はあなたの方からもらったのだから……

○川上政府委員 外貨資金の割当につ
きましては、有効期限は四月月とい
うことになつております。特別な事情が
ありましたときは、これは私の方の許
可を得て延ばし得るということにな
っております。
○横路委員 これはあなたの方からい
ただいた資料ですよ。それから今あな
たは、一番最初の私の質問に、上期の
第一期、第二期も、下期の第一期、第
二回もきめられた期限なんだ、そうい
うことを言つていて、ところがそう
じゃない。四月月以内じゃない。そこで
四月月以内に使用しない場合において
は、今あなたの言つたように、通産大
臣の許可を得て延期できるということ
でしょう。そうじゃございませんか。
○川上政府委員 割当の問題につきま
しては、外貨資金そのものの割当と、
さらに輸入承認証というのがあるわけ
なんです。その輸入承認証の方が六
カ月になつております。従つてこれを
合せると十カ月、この十カ月以内に
輸入すればよろしいということになる
わけでございます。
○横路委員 あなたの方では輸入承認
証をとつて、そしてそれをその期限内
でやらない場合には、大蔵大臣の同意

を得るわけですね。ところが私はきの
う大蔵省へ行つて調べてみたら、全然
大蔵省の同意は得ていない。この太平
石油については、私は為替局に行つて
調べてみたのですが、大蔵大臣の同意
は得てないのですよ。そうすると、今
言われる十カ月というのを考えた場
合に——この資料は、私は不思議だ
と思つたからあなたの方へ行つていた
いたのです。そこで鉱山局長に聞き
ますが、この太平洋石油については、こ
の使用延期については通産大臣の許可
のもとに延期したわけですね。この点
どうです。間違いないでしょうね。

○川上政府委員 先ほども申し上げま
したように、外貨資金の割当と、それ
から輸入承認証というものと両方入れ
まして十カ月という期限になつており
ますが、その期限を越した場合におき
ましては、もちろんそれは通産省の許
可を受けてやるわけでございますが、
その点、私その資料を見ていないので
よくわかりません。
○横路委員 さらに鉱山局長にお尋ね
しますが、これは通産大臣の認可を得
ない。だから別に使用の延期じゃなし
に、当然の措置としてそのままにな
つてゐる、こういう意味ですか。この間
あなたは、この点については太平洋石
油の方から使用延期願ひが出てゐる。
しかしその点については、事情等を考慮
して使用延期をしたのだ、こう言つて
おります。きょうはそういうことをし
た覚えがないと言つておりますが、ど
ちらがほんとうですか。
○川上政府委員 二十九年度の下期の
第一期の割当、外貨資金の割当につ
いては、これは延期の承認を受けてお
ります。それを申し上げたのであります。

○横路委員 そうすると、今のは通産大臣の許可を得たわけですか。

○川上政府委員 もちろん通産大臣の許可を受けたわけでありまして。

○横路委員 通産大臣に承知かどうか伺いたいが、通産大臣はただ判を押すだけですから、別に大臣にはお尋ねしません、あなたはこの前、こういう使用延期願については、やはり行政上の措置としてはなほ遺憾にたえないと思つて、昨年度使用してない分については、本年度使用すべきものからその分だけ差し引いて渡した、そう答弁している。そこで私は、あなたの方で昭和二十九年割当したものと昭和三十年に割当したもの比べてみると、何も差し引いていないじゃないですか。差し引いて渡すとしたら、この昭和三十年の上期の第一回分は、これは当然割当できない。あなたはこの間食言しておられますよ。差し引いてないでしょう。この点はどういうわけですか。

○川上政府委員 私はこの前よく調べていなかったものですから、ちょっと間違つて申し上げたと思うのですが、結局二十九年の下期の第一回の割当につきましては、これは割当期限を越えましたので、太平洋石油が通産省の許可を受けまして、そしてこれは延期されている、こういうことになっておりますが、その太平洋石油は、昭和石油に実は貸したものがございまして、その貸したものにございましては、私の方として、そういうことはしてはいけません。であるから、そういう貸している分につきましては、三十年の上期の割当におきまして、それを差し引いてやっておるということにしておりま

す。

○横路委員 通産大臣にお尋ねいたしますが、今日のこの石油の不況問題は、何も三十年度から始まつたことではないのであります。これはすでに二十八年から始まつたことでありまして、当時石橋さんは別に通産大臣ではありませんが、しかし鉱山局長は、やはり日本の一貫した総合的な燃料政策の上における責任者として、私はこういう点は十分承知であつたらうと思つて、二十八年の下期から、石油の不況打開並びに外貨の節約から、原油並びに重油については輸入を抑制したいという考えがあつたのだが、このことは鉱山局長として、私は十分承知であつたらうと思つて、それを二十九年の上期に、亀井商店、伊藤忠、第一物産というものを新たに指定したのは、一体これはどういう事情であつたのですか。

○川上政府委員 実はその時分におきまして、重油の需要については相当伸びて参つておりました、私の方としては、石油の関税もありましたので、また外貨があまりにも膨大になっていくおそれがありますので、この際輸入業者をふやすという事は非常に困るということ、そして、五月にストップの措置をとつたわけでございます。しかしながらもうすでにその半年前に、大体こういう基準で認めるということによつて、たとえばタンクを作つたりしておるものについては、この際どうしてもわれわれとしては認めておかなければならぬということ、亀井商店外二社でありましたか、そういうものは認めただけでございまして、これはや

はり行政措置としまして、一ぺん公表しまして、こういうような資格を持つておるものについてはわれわれとしてはどうしても認めるということになつておるものを、その趣旨によつてタンクを作つてしまつたものを、途中でいきなりこれはもうだめだということはどうかと思ひましたので、われわれはそれによつてそういう措置をとつたわけでございます。

○横路委員 そうするとあなたのお話では、すでにタンクを作つておるからやむを得ず許可をしたということですが、今の亀井商店について、この点が事実かどうかあなたに確かめたい。これは鉱山局長の石油課では、ドル地域の原油については、重油ではキロリットル当り十二ドル五十セントで輸入し、軽油ではキロリットル当り二十ドル、そしてこれでもつて購入することになつていて、翌年度の割当の実績は数量でやる。そして亀井商店は、二十九年上期から漁業用重油で輸入するとの条件であつた方から外貨資金の割当を受けたが、ところがA重油については、キロリットル当り二十三ドル、B重油については、キロリットル当り十八ドルの価格をもつては、翌年度の割当の数量が少なくなつて実績が少くなる。従つて亀井商店において、キロリットル当り十二ドルのC重油を入れて、これを日本石油に入れて、それを日本石油からA重油をもちつて、それを割当の輸入の実績として翌年割当を受けている。こういう事実については、あなたは調査したことがありませんか、どうですか、私はお尋ねをしたい。この根本の原因の一つは、これは鉱山局長の石油課が、そういうよう

に価格を初めきめたところに無理もございまいしょう。しかしそういうからくりについては、あなたは一体御存じなのかどうか。知つてはいたけれども、どうもそういうようなキロリットル当り十二ドルでは、A重油やB重油は入らないからやむを得ないとお認めになつたのか。その点私はお尋ねしたいと思ひます。

○川上政府委員 私も、実はそういう各社のこまかい点までは直接やつておりませんので、なかなかわかりませんが、もしこれが違法なる、あるいは不当なる措置をとつておるといふことであれば、これは調査の上で何とか措置をとりたいというふうな考へておりますが、今の亀井商店のそういう内容につきましては、私はよく存じません。

○横路委員 通産大臣に、この点も、もしもできれば次の機会までに、よく省議をまとめて検討をしていただきたいと思ふ。私は石油の外貨資金の割当については、やはりいろいろの問題があると思ふのです。そこで私は、とりわけ先ほどから申し上げておりますところのA重油の問題なんです、この点につきましては、先ほど大洋漁業、日本水産、日魯漁業、極洋捕鯨など、いわゆる大産業資本家の人々は一様に北洋に行くとか、南水洋に行くとか、あるいはインド洋に行くとかといふことで、今の保稅油外貨の割当を受けて、非常に価格が安いわけですから、ところが沿岸の零細漁民はその点を受けていない。そうして今のような、こういう外貨資金割当によつて自分で受けておるながら、他の者に依頼をされておるとか、いろいろそういう関係で、その間の利潤等も

あつて高くなつておる。そういう意味で、全国の零細な漁民が組織しておるいわゆる漁業協同組合連合会の諸兄は、こういう産業大資本家にいわゆる保稅油の外貨という形をいつておるわけなんだから、ぜひできるならば、一つそういう零細な漁民をもつて組織しておる漁業協同組合連合会等に、特にA重油についての外貨資金の割当を別ワでしてもらいたい。そうすれば、先ほど行政上の措置とはいつたけれども、それ以上に零細漁民は実際に値下りをしたA重油の支給を受けることができる。これが全国の漁民の強い要望なんです、この点について、通産大臣は思ふのです。この点について、通産大臣としてどういうふうにお考えになり、どういうふうな措置なさるか。私は色よい返事があればこれでやめたいと思ひます。

○石橋國務大臣 全漁連等からそういう要求があるということは、私自身もしばしば陳情を受けて知つておりますが、ただいまのわれわれの結論では、どうも特別に外貨の割当をするわけにはいかぬという結論になつております。ただし今のお話しのそれと対抗といひます、同じ業態といふか、またいろいろな事情がありましようが、とにかく一部の漁業者に外貨を割り当てておるとすれば、その点はなお十分研究しまして、次の機会に御答弁を申し上げます。

○横路委員 今の点ですが、一部の漁業者にそういう点があるならば、一つよく検討して次の機会に答弁をしたいというお話しで、今私の申し上げたのは、これは運輸省からいただいた資料

で、たとえば大洋漁業であれば、上期の第一・四半期に三十五万八千六百十一ドルすでに受けておるとか、具体的な数字はわかるのですが、これは大臣がお調べになればすぐわかると思うのです。

そこで、そういう零細漁民を中心とする漁業協同組合等に割当をする場合に、何か別途な措置、いろいろなやり方があると思う。大体元売り業者や精製業者に割当をしておる場合だつて、ほんとうは、私は時間があれば、もっと大臣にこの点を指摘したい点等があるのですが、私はいろいろ別途な措置でできると思うのです。この点については、なおこの次の委員会までによく農林省の方と打ち合せをして御答弁をいただけるというお考えなんでしょうか、その点を承わっておきたい。

○石橋国務大臣 その点は今までも相当研究して、なかなか困難だという結論になっておりますが、なお一つ研究をいたしましょう。

○横路委員 それでは私は、次の委員会は木曜日だったと思いますが、木曜日の劈頭に大臣から二つの点、現在重油について業者等から渡っておるものについて、現在価格よりも行政上の措置でどれだけ値下りを来たすことができるか、それが第一点。第二の点は、ただいまお話しのごさいました、長い間の懸案である漁業協同組合へ一体外貨資金を割り当てることができかどうか、その点について、どういうように通産省としては省議をまとめたいらっしゃるか、その二つの点について次会の劈頭に一つ通産大臣から御答弁をいただいて、それによって私は

さらに質問を継続したいと思つて、本日はこの程度で留保しておきます。

○松原委員長 次会は後ほどの理事会で御相談をいたしますが、明後日本曜日でないに、明日水曜日に引き続き開会するかはわかりませんので、水曜日に開会いたす際には、間に合うように通産省の方で御準備をお願いします。

次に、古川委員より横田公取委員長に対し関連質問の申し出があります。これをこの際許します。古川君。

○古川委員 私がこれから質問を申し上げようとするのは、具体的な問題で、非常に重要な、しかも急を要する問題でありますので、石橋通産大臣以下政府委員も、また委員の方にも終りまで聞いていただきたいのであります。

事は大坂の中央市場の中におきまして、七つの会社が農林大臣の懇願によりまして一つに合併するということになり、一年前からその準備をしておりました。ようやくその話がまとまりまして、六月二十九日の一つになつてスタートしよう、電話番号も新しい会社の番号がきまり、事務所もきまり、すべての準備が整つたときに、公正取引委員会の方から、そういうことはまかりならぬ、こういうことになつたわけでありまして、今日農林省の政府委員が出ておられないのでここに残念であります。従来、農林省の方針は、中央卸売市場の取引は、生産地からの品物を委託販売するのが原則であります。原則は委託でありましても、場合によっては買付をする、また売る方法も原則としてせりであります。ところがせりよりも、あるいは相対売りの方がいい場合には、例外的に開設

者の許可を得まして、その他の方法で販売する、こういう建前になつております。従つてちよつと考えると、従来のように多数の卸売人がおります場合には、生産者の方が有利ではないか、こういう見方もありますけれども、あまりに卸売人の数が多いと互いに競争いたします。生産地の方へ行きまして買付をする場合におきましては、互いに競争して高い値で買う、またあるいはいろいろなサービスをいたします。この面だけから見ると、生産者の方が非常に利益を見えますけれども、結局そういう費用は卸売会社の負担になりますので、結論的には決して生産者のためにならない。極端な場合におきましては、会社がそれがためにつぶれて、委託いたしました品物の代金もとれない、こういう実情が方々に起りますので、農林省が適正な卸売人の数にしろという趣旨で、今回大坂の中央市場内の卸売人の数につきましても、その措置をとられたものと思ひますが、しかしながら、結果におきましてたまたま申し上げましたようなことになりまして、関係者が非常に困つていくわけがあります。この問題は農林省に責任があるのか、あるいは公正取引委員会に責任があるのか、いずれにいたしましてもこれは政府当局の責任でございます。占領されてる時代におきましてとられました法律、制度は、今日におきましては再吟味しなければならぬ段階に達しておりますが、ことに独占禁止法の問題につきましても再考慮し、またその運用につきましてもさらに考えなければならぬ問題であると思ふのであります。具体的なこの問題につきましても、慎重に私は考慮

しなければならぬと思ひます。私はきのう大坂に参りまして、関係の業者と話し合ひをしてきました。九州からも見えておりますし、神戸、京都、あるいは東京から各代表者が集まつておりまして、非常にこの問題について心配いたしておりましたが、今回のこの大坂の具体的な問題のみならず、これは全国的な将来の問題でありますので、この際十分政府当局の御意見を伺つておきたい、かように思ふのでございます。

今回のこの問題につきまして、公正取引委員会の方には、農林省から今日まで何も連絡がなかったのか、私はそういう点からいくと、政府当局としては農林省に最も責任があると思ひますが、これは農林省と公正取引委員会の方と互いに連絡してやらなければならぬ問題である。この点横田委員長に伺いたいのであります。今日までその連絡が農林省からなかったのか、突然そのものが出てきたものでないのか、その点をまず第一に伺いたいのであります。

○横田政府委員 手元に資料がございませんので、簡単に回答いたします。大阪の青果市場の合併問題につきましては、たしかことしの二月に関係者の方から公正取引委員会に、こういう形で、六社と一つは組合でございまして、要するに全部で七つの卸売業者が一緒になる、これで独占禁止法上許されるかどうかというこの内申と申しますか、公取の意見を求めて参りまして、われわれの方ではそれを相当慎重に扱ひまして、日ははっきりいたしません、四月に、それは大体許しがたいという御返事をいたしましたのでござい

ざいます。この許しがたいと申しました理由は、結局八つの業者のうち七社が一本になりますと、その取扱ひ実績で申しますと、実に八〇%のものが一社、他に小さな二〇%しか取り扱ひないものが一社、結局そこに有効な競争が行われないであらうという観点からでございます。ただしその間におきまして、もちろん農林省の意見も聞いておりますし、四月の結論につきましては、農林当局にもその意向を通じてございまして、ただどういふものでございまして、この問題につきましても、代理人として弁護士の方が間に入つておりました、その方へ通じたものが、業者の方に正確に伝わらなかつた結果、なおこの合併は見込みがあるかのごとく考えられまして、どんだん手続を進められて、六月のまぎわになりまして、たしか新聞に出まして、私もはちちらの方でびっくりしたのであります。どういふ事情であるかと聞きましたら、問題はここまで進んでいるというふうなことで、この点はむしろこっちの方がびっくりいたしました次第でございます。こういう市場の問題につきましても、農林省のできるだけ統合していくという方針に対しては、公正取引委員会といたしましても別段異存はないのでございます。ただ大阪の場合に、こういう形態の合同というものがある、こういう形勢の上でございまして、これを申し上げただけでございまして、これから後に、日本の全国各地において合同が行われる機運のあることは、私も承知いたしておりますが、それらにつきましても、ケース・バイ・ケースに見て参つて、適正なものについては、われわれの方としても禁止するつもりはないのであります。

○古川委員 だいたい御答弁を伺つておりますと、連絡が十分でなかつたといふことはわかりました。非常に遺憾に思ひます。公正取引委員会の方で、中央市場における取引といふものを十分御認識であるかどうか、この点について私は非常に疑問に思つております。私も大阪の市場について、具体的に残る会社と、今度新しくできる会社と八対二の関係であるといふことも承知いたしておりますけれども、現在の市場関係から申しますと、大阪の市場でも、二つの会社は多少力のバランスがとれておりませんけれども、神戸、京都を控えておりますので、必ずしもそれがために弊害が起ることもないと思ひます。また現在の日本の交通機関の関係から、関西市場が安ければ京浜市場へ送ることもできる場合が非常に多いわけで、そうした面からいしましても、大した弊害はありませんし、第一中央卸売市場の取引といふものを公正取引委員会が実際にごらんになったことがあるかどうか、どなたとどなたがごらんになったか、それも伺いたいのではありませんが、せりである関係上、たとい極端な場合、卸売業者が一つでありましても、仲買人が多数おりますので、売手の一方的な価格にきまることがないのであります。適正な卸売価格にきまるとわれわれは常識的に考えられるわけでありまして、こういう具体的な問題が起つておりますので、公正取引委員会が実際の市場の取引状況を視察されたことがあるのかどうか。もしおいでになつたとすれば、いつ幾日どなたとどなたがどこにおいでになつたのか伺いたいのであります。

○横田政府委員 だいたい、あの方から御答へいたしますと、具体的にだれが行つたかといふことについては、ただいまここではつきり知つておりませんので御答へできませんが、この市場の合同問題は、大阪に始まつたわけではなく、今まで公正取引委員会が営業譲り受け、あるいは合併の届け出をいたしまして、たくさん出てきておるのであります。特にその市場関係のきわめて堪能な者もおるわけでございまして、われわれが実情を知らずに、一片の理屈でこの問題を処理したわけではございません。もっと正確に申しますと、大阪市場につきましても、われわれとしましては、この問題をもし正式に申請されるならばもっと慎重に、もう少し実情を調べて結論を出したいという意向もあつたのでございまして、それは、御承知のように独禁法上疑いのありますものにつきましましては、正式な審判手続を開始いたしまして、そこにいろいろ正確な資料を出していただいて、それに基きまして調べるというのが、これが最も正確なやり方でございますので、われわれもいたしましては、この問題は、ただいまの状況ではどうもお認めすることはできない、しいて申請されるならば、今の成規の手続によつて慎重な調べをするが、それでもよろしいかと申しましたら、それでは困るから、もうやめなさい、こういうお話しであつた次第でございます。

○古川委員 今の委員長の御答弁によりますと、どうも相手方は、こちらの扱い方が變つては困るということのようでありまして、これは私まことに遺憾に思ひます。これは非常に重大な問題でありますので、この事件のみならず、どの事件でも、できるだけ最大限の努力をして、慎重に審査するべきものだといふ考えをもちます。その点につきましては、私は非常に遺憾に思つておるというところはつきり申し上げておきますが、私は、決して委員長に自分の意見を強制しようとする意思はございません。ただ事実の認識を十分にしたいだきまして、正しい判断をしていただきたい、これが私の考え方でございます。

次に、もう一つ伺いたいのでございますが、利害関係の最も多い生産者が、この問題につきましても積極的に請願書まで出して、合併をしてもいい、こういう意向のあることを承知の上でこれをされたのかどうか、この点を一つ伺つておきたいのでございませう。

○横田政府委員 この問題につきましましては、生産者、仲買人、その他各方面の意見を相当聞いております。

○古川委員 生産者団体が、その公取の決定に対して非常に反対しておるという事実は、御承知でありませうかどうか、その点伺いたいのではありませんか。

○横田政府委員 それもある程度わかつております。

○古川委員 生産者団体が合併を希望しておるというのを御承知の上で、しかも合併反対という判断を下されたものといふふうな今の御答弁を解釈いたしますが、私は、この問題は、このままにしておくことはできない、農村当局並びに公正取引委員会の方で再び何かの方法で善処しなければならぬ、こう考えておるのでございます。

実は昨日自由党の政務調査会がこの問題を取り上げまして、中央卸売市場の御売人を農林大臣が適正であると認めて合併された場合には、独禁法の適用を除外する、こういうふうな議員立法をしてはどうかといふ意見も現在出ておるわけでありませうけれども、しかし政府当局が、あるいは特に公正取引委員会があくまでも反対の意見を持つておるのに、議員立法でこれを押しつけようといふ考えは毛頭ありません。ただ実情を十分御理解願つて、なるほど問題もたつた、こういう納得づくでこの問題を処理いたしたい、これが私の念願でございます。

そこで公正取引委員会の方に再びお伺いたしますが、この決定に対して再審査とか、そういうような方法があるものかないものか、その点を伺ひます。

○横田政府委員 先ほど申し上げましたように、大体この問題に關するわれわれの意見は四月にきまつておりまして、現在も結論は變つていないと思ひますが、先ほど申しましたように、正式な申請があつた場合の手続というものもあるわけでございまして、私としては、結論はおそらく變らないと思ひますけれども、そういう事情でございまして、今それを再審査と申しますか、何と申しますか、そういう手続もあることはあると思ひます。

○古川委員 大体の経過並びに様子はわかりましたが、この問題は、私は独禁法のほんとうの精神には反しないものだ、こういう工合に考えております。先ほど自由党のことを申し上げましたが、ほんとうは民主党の諸君の中にも、この問題を非常に重要に考えておられる方も多いようでございます。われわれとしても十分研究いたしまして、これに善処いたしたい、かように考えておりますが、公正取引委員会の方においても、この問題を、また調査の問題についても、今までの御答弁で十分でなかつたように思ひますので、さらに研究していただきたい、かようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は追つて公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十七分散会